

審査基準

○ 牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定（第34条第4項第2号）

令和元年12月1日作成

法令名	道路交通法施行令
根拠条項	第34条第4項第2号
処分の概要	牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
審査基準	牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定の基準は、別紙のとおり。
標準処理期間	14日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係
決裁区分等	交通部運転免許課長